（都様式）

令和 8 年 4 月 18 日

都道府県知事　　殿

病院名　東邦大学医療センター大橋病院
開設者　学校法人東邦大学　理事長　炭山　嘉伸

研修プログラムの変更箇所

医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令（平成１４年厚生労働省令第１５８号）第９条の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

変更があった事項　臨床研修を行う分野の削除・名称変更
変更の内容 １．変更するプログラム ・令和８年度東邦大学医療センター大橋病院臨床研修プログラム（030204906） ・令和８年度東邦大学医療センター大橋病院広域連携型プログラム（030204907 ２．変更日：令和８年４月１日 ３．変更内容 ＜臨床研修を行う分野の削除＞ ・大森病院　消化器外科（ＮＳＴ）：削除 ・大森病院　呼吸器外科：削除 ＜臨床研修を行う分野の名称変更＞ 変更前：大森病院　東洋医学科 変更後：大森病院　総合診療・急病センター（東洋医学科）

（注）１　必要が有る場合には、続紙（様式自由）に記載して添付すること。「変更があった事項」が複数ある場合には、続紙（様式自由）に記載して添付すること。
２　「変更の内容」欄には、変更のあった事項に関して、指定申請書に記載した内容について変更前と変更後を区別して記入すること。